

## ■ 軽自動車税（環境性能割）の創設

令和元年10月1日の消費税率10%引上げ時に自動車取得税(県税)が廃止され、軽自動車税において環境性能割が創設されます。

ただし、当分の間、取得時に県が徴収を行いますが、市の収入となります。

税率は、環境性能(燃費性能等)に応じて決定されます。

区 分	税 率	
	営業用	非課税、0.5%、1%、2%
燃費基準値の達成 度に応じて	自家用	非課税、1%、2%、3% ※当分の間2%を上限

※環境性能割については、新車・中古車問わず対象となります。(取得価格50万円以上)